

東大阪市

資料7
第10回子ども・子育て会議・利用料検討部会

子ども・子育て支援新制度 市民説明会

※制度の詳細については現在検討中です。
国の動向で、今後変わってくる可能性があります。



子ども・子育て支援新制度の概要 (案)

1. 子ども・子育て支援新制度とは？

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



1. 子ども・子育て支援新制度とは？②

○子ども・子育て新制度の3つの目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

1. 子ども・子育て支援新制度とは？③

こんな取組みを進めていきます！



幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。



保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。



幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。



子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

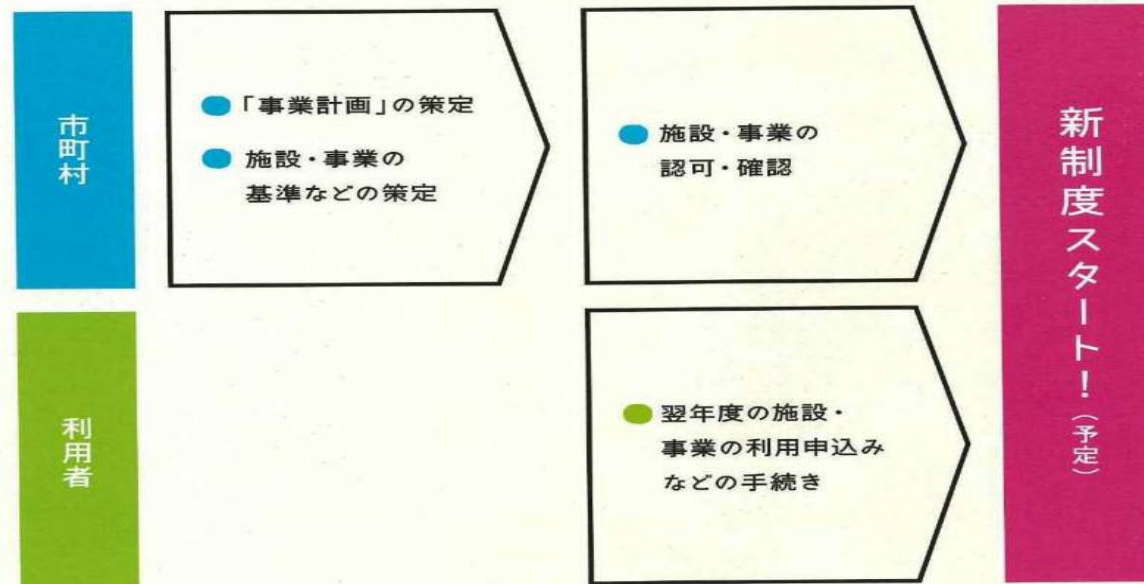
1. 子ども・子育て支援新制度とは？④



「子ども・子育て支援新制度」は
平成27年の春に
本格スタートを予定しています。

現在、全国の市町村で、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成27年4月



2. 新制度で何が変わるの？



新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。

〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」を普及していきます。

また、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

2. 新制度で何が変わるの？②

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎を
つくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。

保育所

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない
保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

2. 新制度で何が変わるの？③

認定こども園

0～5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です（平成18年に導入）。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。

地域型保育

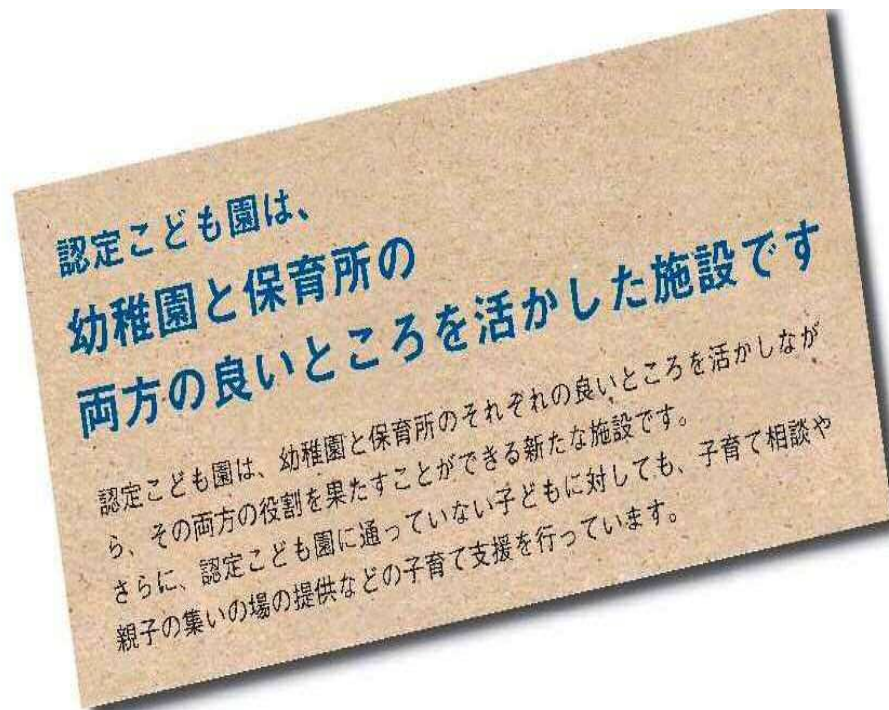
0～2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、 0～2歳の子どもを預かる事業

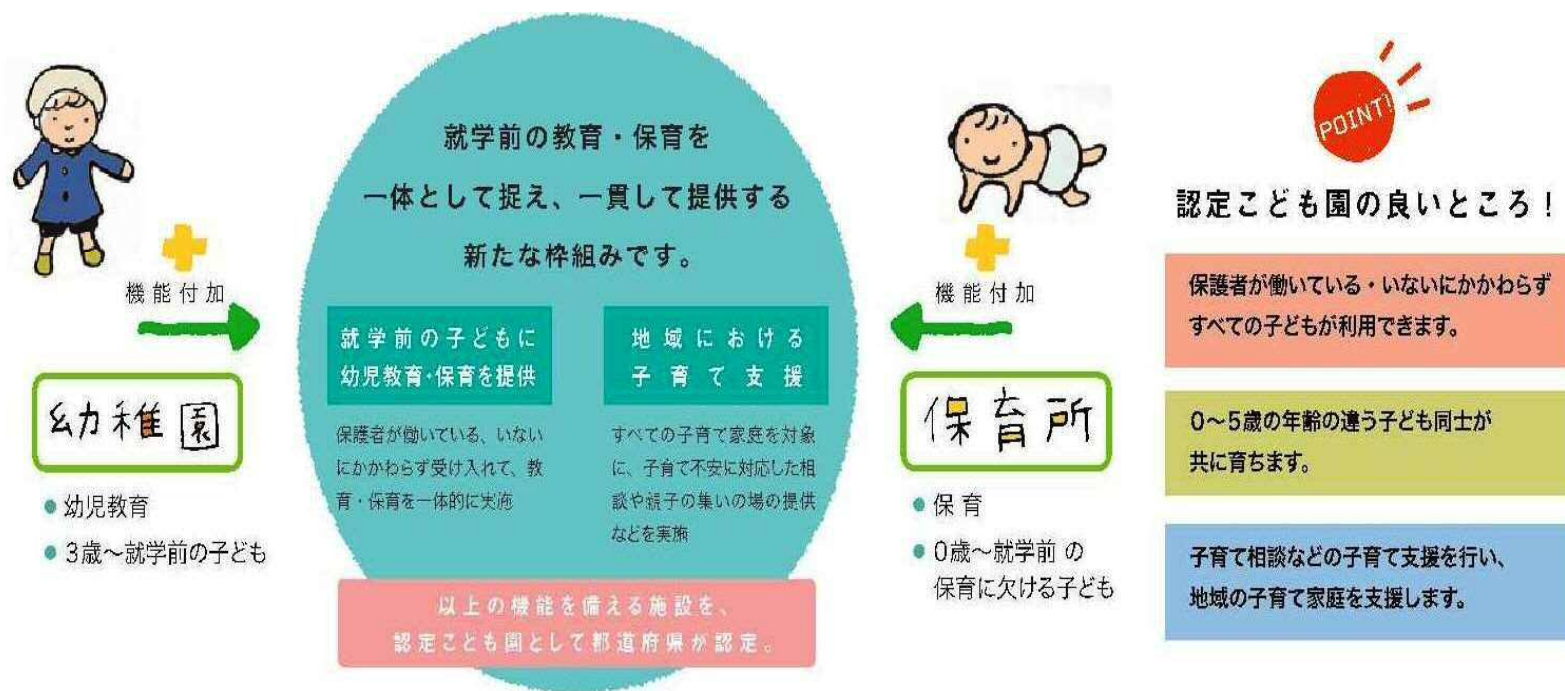
- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

3. 「認定こども園」とは？



- ① 小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、
教育・保育を一体的に行う機能
- ② 地域における子育て支援の実施
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相
談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能

3. 「認定こども園」とは？②



4. 在宅での子育て支援はどうなるの？



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、
地域の子育て支援も、利用しやすく変わります。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

入園手続き・利用者負担について (案)

入園手続きについて

● 新制度に係る入園手続きのポイント

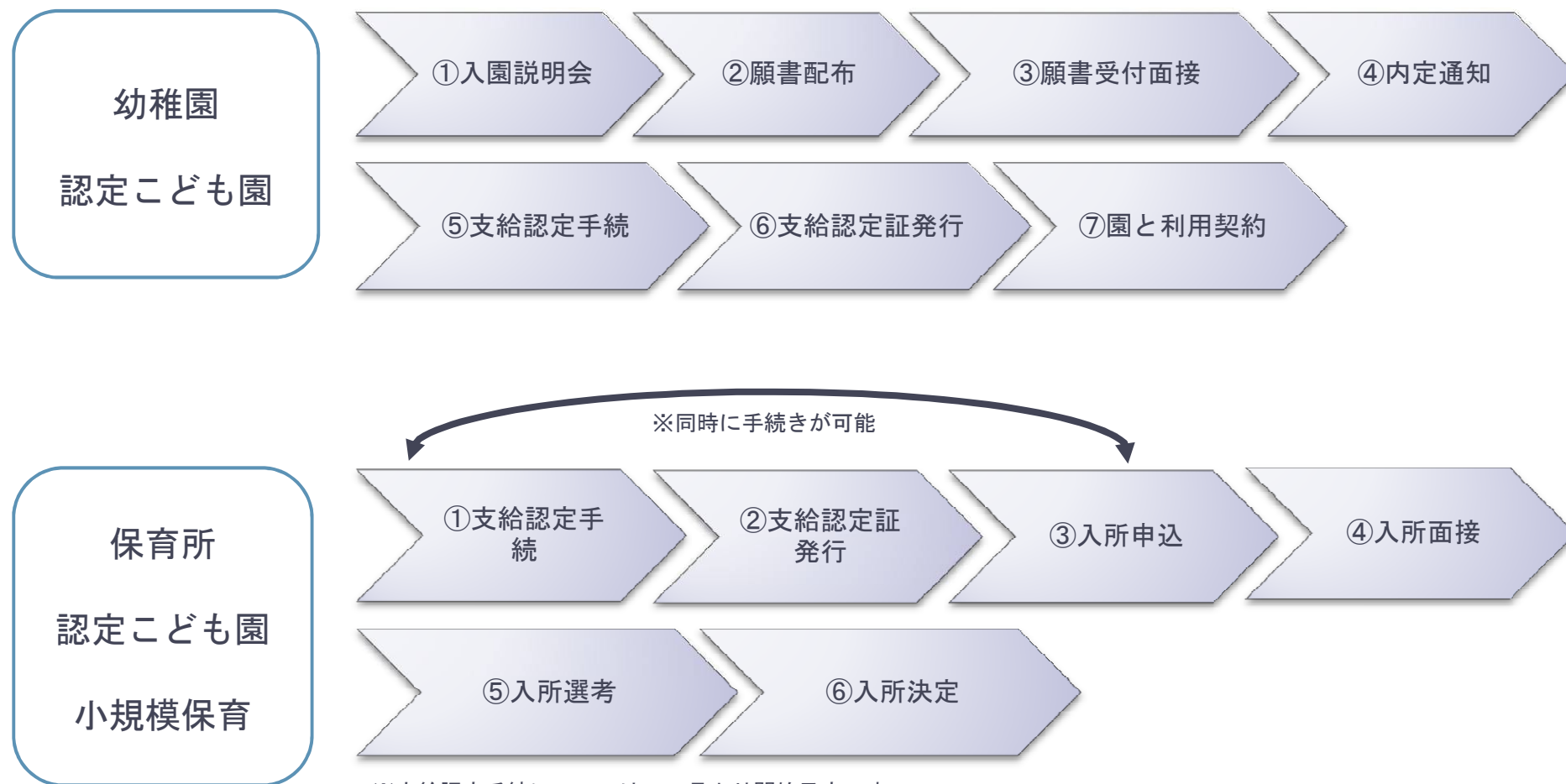
- 1 支給認定手続きが新たに導入されます。
※新制度に移行する施設のみ対象
- 2 入所選考基準が変わります。
- 3 新たに認定こども園、小規模保育が設置されます。

● 現在の幼稚園・保育所新規入園手続き



※0歳児については、申込締切は2月17日頃、入所決定は3月1日

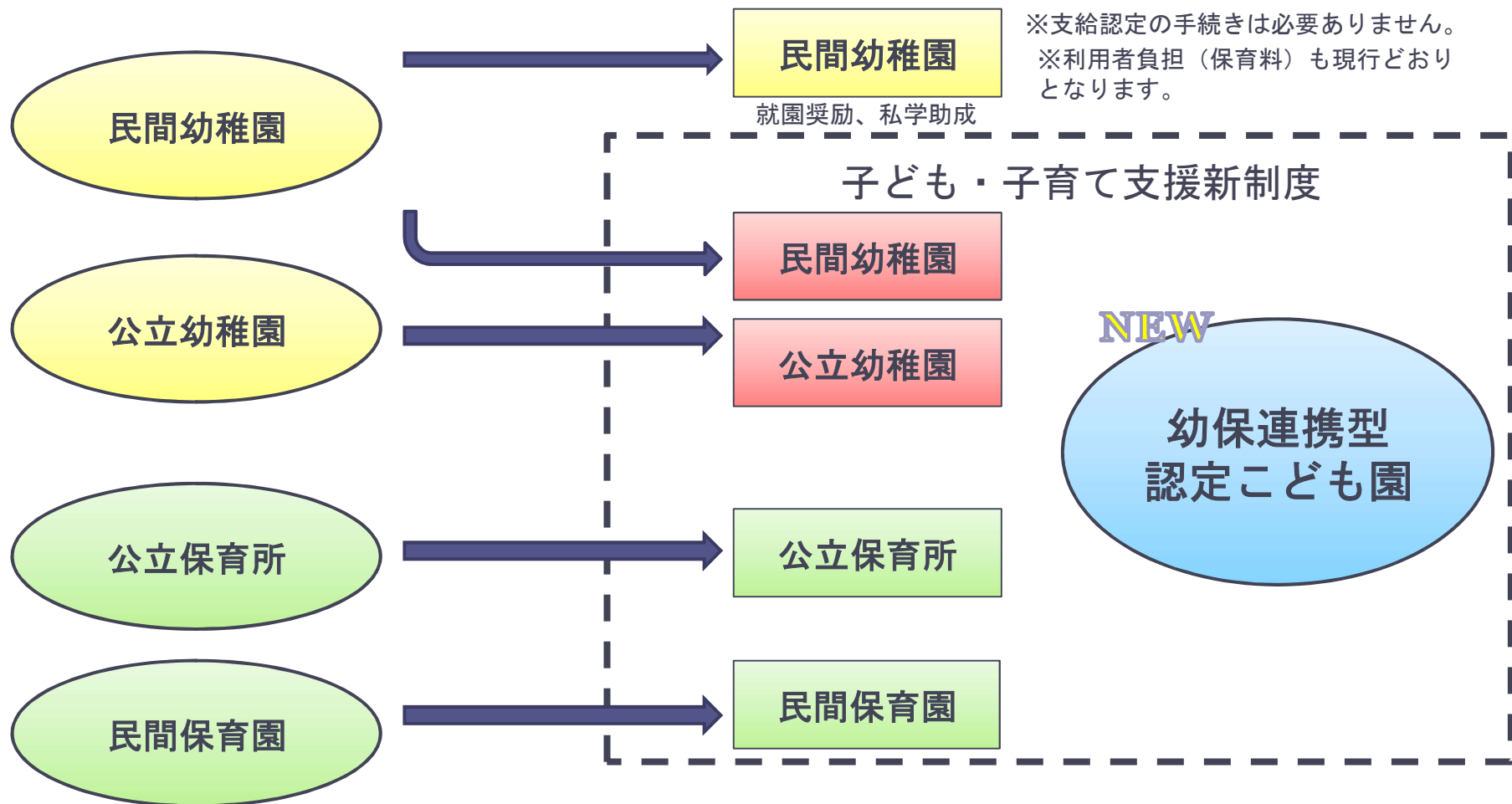
● 新制度の幼稚園・保育所新規入園手続き



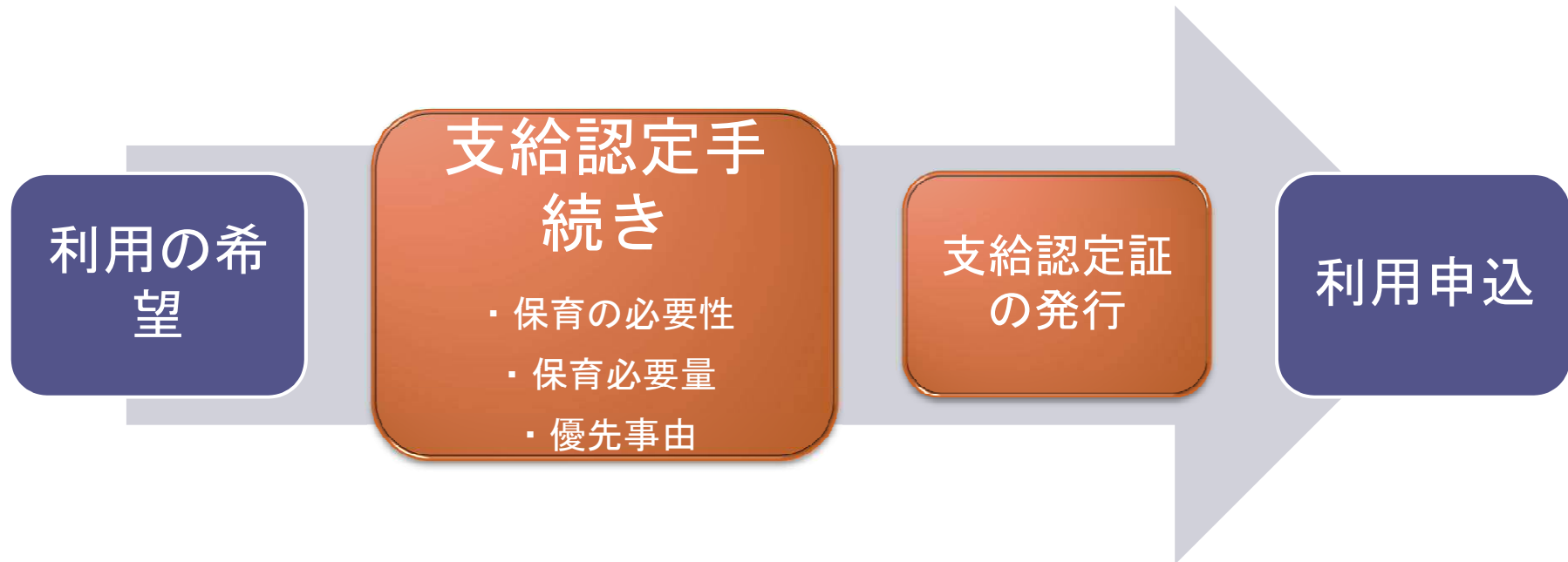
※支給認定手続については10月より開始予定です。

※平成27年度入所については、入所決定時に支給認定証を発行いたします。

● 新制度後の幼稚園・保育所について



● 支給認定について

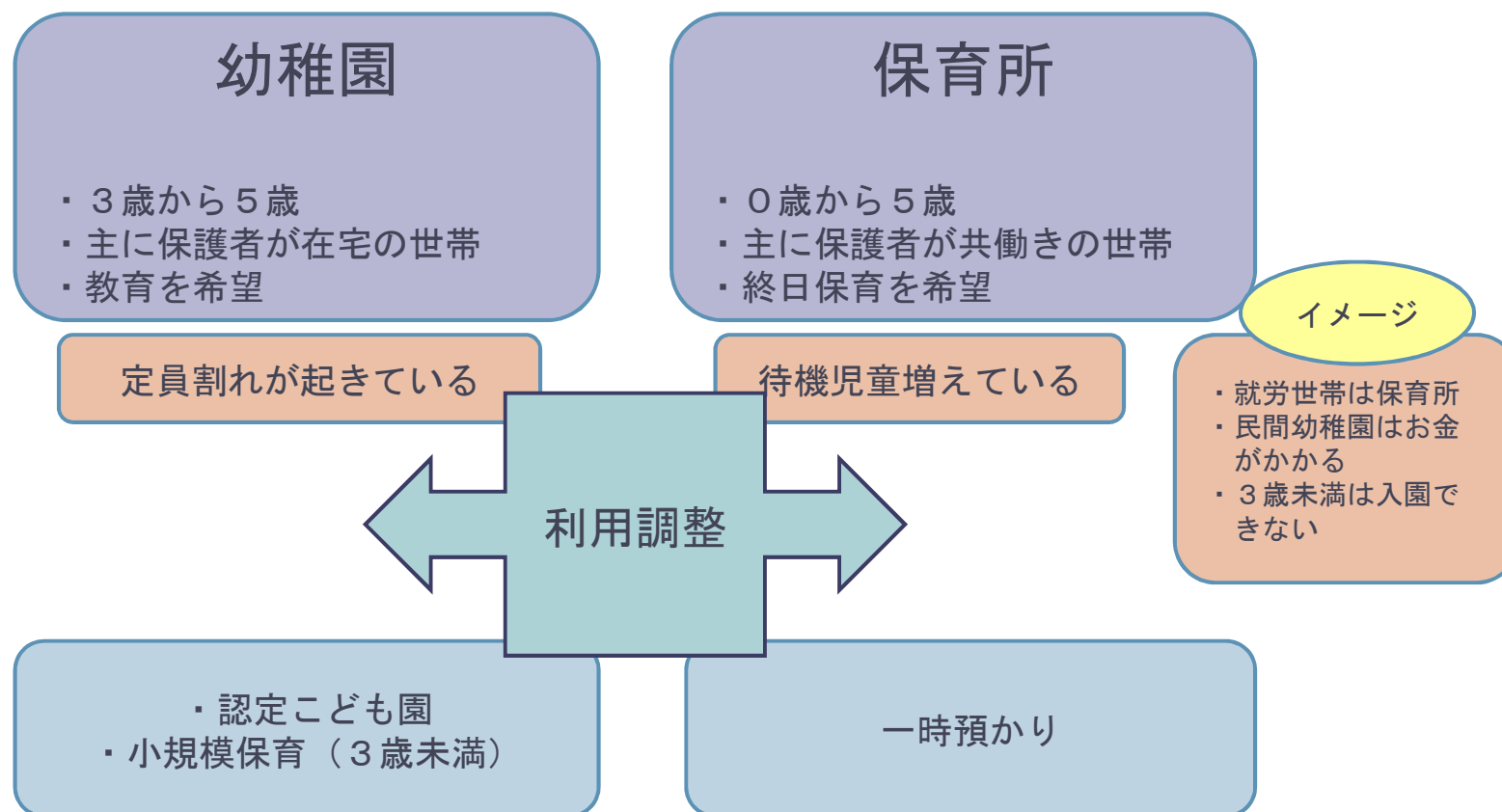


■ 支給認定とは

支 給：特定教育・保育サービスの給付

認 定：本人の意向を考慮しながら、特定教育・保育サービスの必要性、必要量を判定する

● 支給認定の目的について



● 支給認定区分

1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望される場合

利用可能な施設

幼稚園・認定こども園

2号認定：満3歳以上保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園

3号認定：満3歳未満保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園・小規模保育

※2号3号については、さらに保育の必要量に応じて
保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）に区分されます。

● 支給認定区分

■ 保育の必要な事由

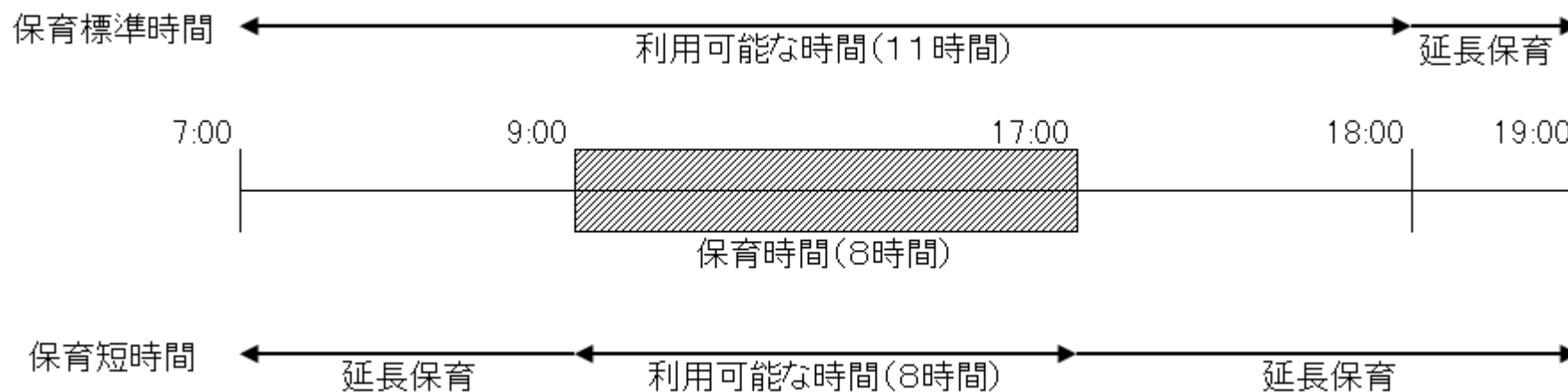
- ① 就労（48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動中
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

● 支給認定区分

■ 保育の必要量

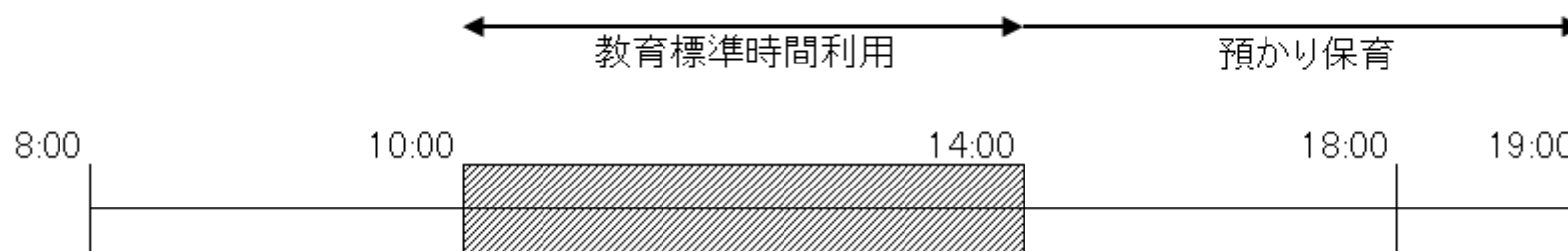
- ①「保育標準時間」利用
フルタイム就労（週30時間以上）を想定した利用時間（最長11時間）
- ②「保育短時間」利用
パートタイム就労（週30時間未満）を想定した利用時間（最長8時間）

■ 保育利用時間の目安



● 支給認定区分

■ 教育標準時間利用の目安

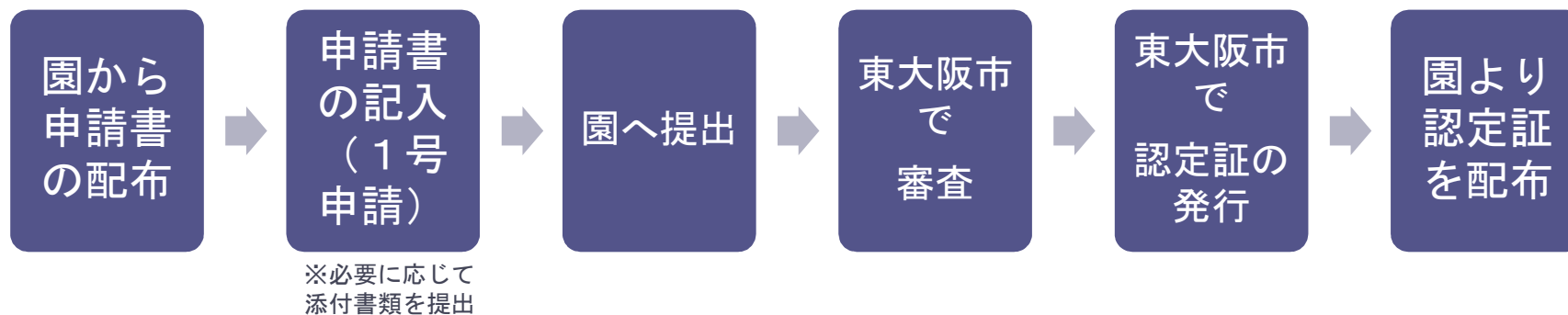


● 支給認定手続きの流れ（新規入園）

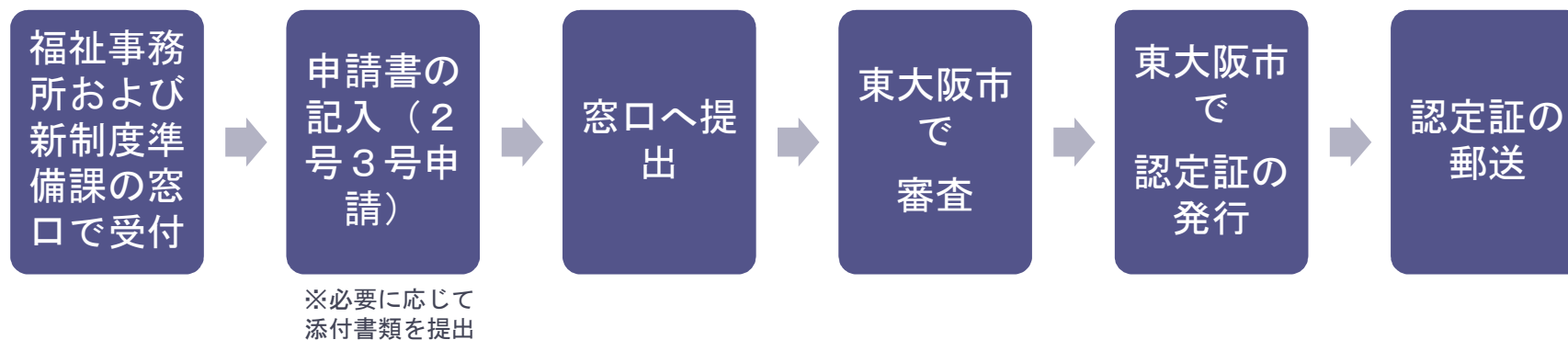
■ 幼稚園（1号認定手続き）

※幼稚園を通じて手続きをしていただきます。

※新制度に移行しない幼稚園については手続きの必要はありません。



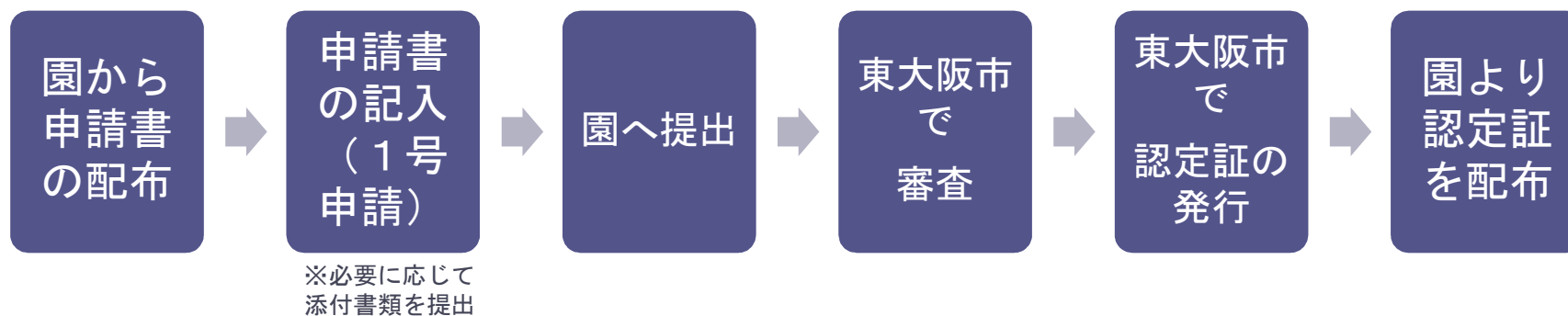
■ 保育所（2号3号手続き）



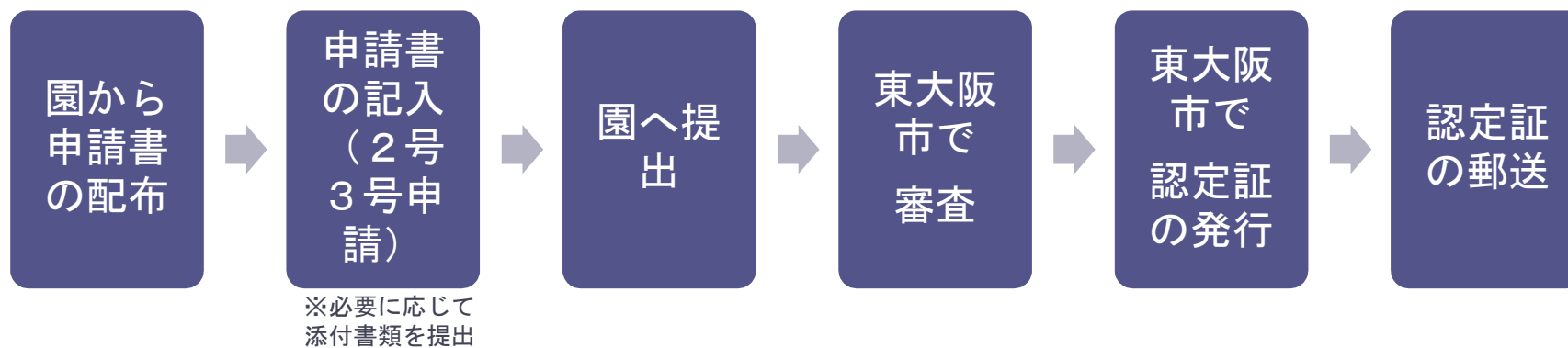
● 支給認定手続きの流れ（在園児）

■ 幼稚園（1号認定手続き）

※新制度に移行しない幼稚園については手続きの必要はありません。



■ 保育所（2号3号手続き）



● 支給認定証について

- ・ 有効期間は原則 3 年間。
- ・ 3号から2号への切り替えについては簡易な手続きで行います。
- ・ 毎年、支給要件の確認のため現況届が必要となります。
- ・ 他市へ転出される場合は、東大阪市に認定証を返還し、他市で再度、認定申請が必要です。
- ・ 認定証がないと、特定教育・保育サービスはご利用いただくことができません。

● 入所選考基準について

現行：ランク制

第1選考基準		第2選考基準
保護者の就労状況など		考慮すべき事由
A	+	1
B		2
C		3
D		4
E		5
F		6
		7
		8
		9



A 1

A 2

A 1 から順に入所決定

・

・

・

F 9

新制度：ポイント制

基礎点	調整指数
保護者の就労状況など	考慮すべき事由
1 0 0	2 0
9 0	1 2
8 0	1 0
・	・
・	・
・	・
・	・
0	1



1 2 0

1 1 0

点数の高い順に入所決定

・

・

・

1

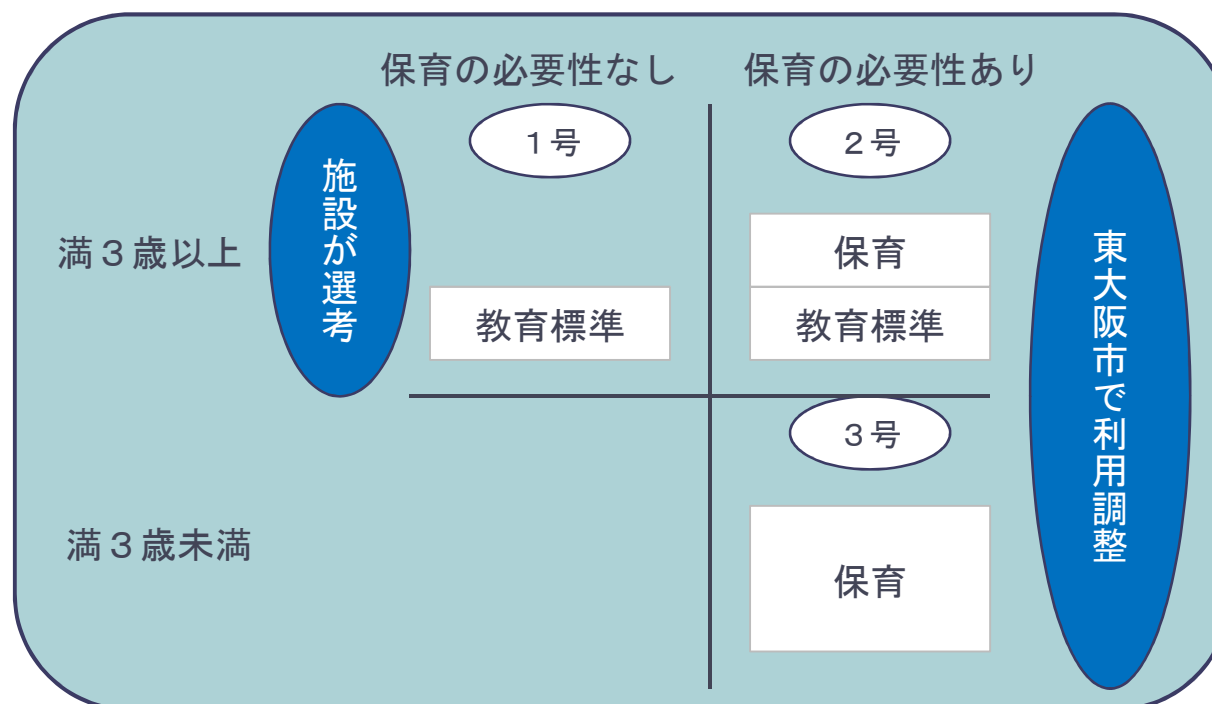
● 現行の保育所入所選考基準（参考）

第1次選考基準			第2次選考基準	
居宅内外労働	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、居宅内外で働いている場合	B	A区分からF区分までの同一区分内での優先順位は、次の順によるものとする。 ① 関係機関からの入所依頼がある場合等で、特別な支援を要する児童。 ② 兄弟姉妹が別々の認可保育園（所）に入所している（2園分離）の世帯。 ③ 生活保護受給世帯（自立が期待できる場合）。 ④ 児童が認可外保育施設等に週3日以上通所しており、かつ児童の兄弟姉妹が既に保育所に入所している世帯。 ⑤ 児童が認可外保育施設等に週3日以上通所している世帯、又は児童の兄弟姉妹が既に保育所に入所している世帯。 ⑥ 上記以外で主たる保育者が家族の介護又は看護をしている世帯。 ⑦ 上記以外で主たる保育者が就労又は就学している世帯。 ⑧ 上記以外で主たる保育者が障害者又は疾病等の治療をしている世帯。 ⑨ 上記の項目に該当しない世帯。	
	主たる保育者が日中週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いている場合	C		
	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、内職をしている場合	C		
	主たる保育者が日中週3日未満、又は12時間未満、居宅内外で働いている場合	D		
ひとり親	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、居宅内外で働いている場合	A		
	主たる保育者が日中週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いている場合	B		
	主たる保育者が日中週3日未満、又は12時間未満、居宅内外で働いている場合	C		
	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、内職をしている場合	C		
就学	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、就学している場合	B		
	主たる保育者が日中週3日以上、かつ12時間以上、就学している場合	C		
ひとり親	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、就学している場合	A	（特記事項） ※ 主たる保育者が育児休業中の場合において、就労証明書等により、入所日までに就労復帰することが確認できる場合には、就労世帯に準じる。 ※ 就労確定世帯にあつては、第2次選考基準は⑨とする。 ※ 認可小規模保育園卒園児が、引き続き保育の実施を希望する場合は、保育の継続性を図るために配慮することができる。 ※ 家庭状況等を考慮しなければならない特別な事情がある場合は、選考において配慮することができる。 ※ 同一基準内での選考については、週あたりの通算就労又は就学時間が長い世帯を優先する。 ※ 育児休業中等で家庭保育が可能な場合、認可外保育施設等への通所は適用しない	
	主たる保育者が日中週3日以上、かつ12時間以上、就学している場合	B		
	主たる保育者が日中週3日未満、又は12時間未満、就学している場合	C		
疾病等	主たる保育者が長期入院している場合や常時寝たきりの状態である場合	A		
	主たる保育者が通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	B		
	主たる保育者が慢性疾患又は長期疾病のため病床で過ごさないが、自宅での療養を指示されており保育が困難な場合	C		
障害等	主たる保育者が重度の障害を有する場合	A		
	主たる保育者が中度の障害を有する場合	B		
	主たる保育者が上記以外の障害を有する場合	C		
介護・看護等	主たる保育者が常時、介護又は看護している場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が重度の障害者（児）又は疾病等による寝たきりの者である場合	B		
	主たる保育者が介護又は看護により、保育が常時困難と認められる場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が中度以上の障害者（児）又は慢性・長期疾病等で通院加療を要する者及び長期入院中の者である場合	C		
妊娠・出産等	主たる保育者が出産前後（産前産後8週間の期間）である場合	D		
祖父母等と 子どもの世帯	主たる保育者が週5日以上、かつ35時間以上、居宅内外で働いている場合	A		
	その他の祖父母等と子どもの世帯	B		
災害等	主たる保育者が居宅を失い又は破損し、その復旧にあっている場合	A		
関係機関及び施設の依頼等	保護者のいない児童又は特別な支援を要する児童として関係機関や福祉施設から入所依頼等がある場合	A	（適用） ・ 第1次選考基準の優先順位はA区分からF区分としA区分から順次選考する。 （備考） ・ 「重度の障害」とは、療育手帳のA、身体障害者手帳の1級及び2級、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する場合。 ・ 「中度の障害」とは、療育手帳のB1、身体障害者手帳の3級及び4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級に該当する場合 ・ 常時介護又は看護とは原則として介護又は看護の対象が同居のものに限る。 ・ 「祖父母等と子どもの世帯」とは、両親が死亡又は行方不明等で両親が家庭にいない世帯。 ・ 主たる保育者とは父子世帯を除き原則母親とする。ただし、父親も入所要件がある場合とする。	
就労確定	主たる保育者が日中週5日以上、かつ35時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	B		
	主たる保育者が日中週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	C		
	主たる保育者が日中週3日未満、又は12時間未満、居宅内外で働くことが確定している場合	D		
就労希望	生計中心者の失業等で主たる保育者が求職活動をしている場合	D		
	主たる保育者が求職活動中の場合	E		
ひとり親	主たる保育者が求職活動中の場合	D		
	主たる保育者が上記以外の就労又は就学又は疾病又は介護等の場合	D		
その他	主たる保育者が求職活動をしていない場合又は上記以外の場合	F		

● 認定こども園、小規模保育施設の入園について

■ 認定こども園

- ・ 1号認定については、施設に申込み、施設が入園決定を行う。
- ・ 2号、3号認定については、市に申込み、定員を超えた場合は、市の選考基準で選考する。



■ 小規模保育（定員6名から19名までの少人数保育を行う施設）

- ・ 3歳未満の施設のため、3号認定が利用可能。
定員を超えて申込みがあった場合は、市の選考基準で選考する。

利用者負担について

● 新制度に係る利用者負担のポイント

1 幼稚園の保育料が変わります。

注：新制度に移行する施設のみ対象

2 保育必要量により保育所保育料が変わります。

● 現在の幼稚園・保育所の保育料について

幼稚園

保育料＋入園料

民間：入園料 40,000円～100,000円
保育料 16,500円～28,000円
公立：入園料 5,000円
保育料 6,500円

就園奨励費

（所得、扶養人数により設定。市民税ベース）

自己負担分

保育所

保育料

東大阪市が定める基準額
（所得、年齢により設定。所得税ベース）

現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める基準を限度として東大阪市が基準を定める

【参考】 26年度東大阪市保育料基準額表

平成26年度保育所徴収金（保育料）基準額表 （ ）内は2人目適用 [] 内は3人目以上適用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金（保育料）基準額（月額）		
階層区分	定	義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
O10		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
O2A	25年度分（24年所	非課税であって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	0	0	0
O2B	得に係る）の市町村 村民税額が次の区	非課税世帯 （O10・O2A階層を除く）	6,520 (3,260) [0]	4,350 (2,170) [0]	4,350 (2,170) [0]
O3A	分に該当する世帯 （O10階層及び	課税があって母子（父子）世帯・在宅障害児（者）のいる世帯	13,410 (6,700) [0]	11,230 (5,610) [0]	11,230 (5,610) [0]
O3B	所得税課税世帯 を除く）	課税世帯 （O3A階層を除く）	14,130 (7,060) [0]	11,960 (5,980) [0]	11,960 (5,980) [0]
D01	25年分（25年所得 に係る）の所得税	所得税額 40,000円未満	21,750 (10,870) [0]	19,570 (9,780) [0]	19,570 (9,780) [0]
D02	課税世帯であって その所得税額が次	40,000円以上 103,000円未満	32,260 (16,130) [0]	27,820 (13,910) [0]	23,010 (11,500) [0]
D03	の区分に該当する 世帯	103,000円以上 413,000円未満	44,220 (22,110) [0]	27,820 (13,910) [0]	23,010 (11,500) [0]
D04	（O10階層を除 く）	413,000円以上 734,000円未満	58,000 (29,000) [0]	27,820 (13,910) [0]	23,010 (11,500) [0]
D05		734,000円以上	63,790 (31,890) [0]	27,820 (13,910) [0]	23,010 (11,500) [0]

注：所得税額は、配当控除、外国税額控除及び住宅借入金等有する場合の特別税額控除前の金額です。

● 国が定める基準（イメージ）

教育標準時間認定（１号）

階層区分	利用者負担（月額）
①生活保護世帯	０円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	９，１００円
③市町村民税 所得割課税額 ７７，１００円以下	１６，１００円
④市町村民税 所得割課税額 ２１１，２００円以下	２０，５００円
⑤市町村民税 所得割課税額 ２１１，２０１円以上	２５，７００円

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定（２号、３号）

階層区分	利用者負担（月額）			
	標準時間		短時間	
	３歳未満 （３号）	３歳以上 （２号）	３歳未満 （３号）	３歳以上 （２号）
①生活保護世帯	０円	０円	０円	０円
②市町村民税 非課税	９，０００円	６，０００円	９，０００円	６，０００円
③市町村民税課 税世帯（所得税 非課税世帯）	１９，５００円	１６，５００円	１９，３００円	１６，３００円
④所得割課税額 ９７，０００円 未満	３０，０００円	２７，０００円	２９，６００円	２６，６００円
⑤所得割課税額 １６９，０００円 未満	４４，５００円	４１，５００円	４３，９００円	４０，９００円
⑥所得割課税額 ３０１，０００円 未満	６１，０００円	５８，０００円	６０，１００円	５７，１００円
⑦所得割課税額 ３９７，０００円 未満	８０，０００円	７７，０００円	７８，８００円	７５，８００円
⑧所得割課税額 ３９７，０００円 以上	１０４，０００円	１０１，０００円	１０２，４００円	９９，４００円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

● 現行の東大阪市保育料水準に合わせた新制度 の保育料イメージ（国基準の72.5%）

教育標準時間認定（1号）

階層区分	利用者負担（月額）
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （市町村民税所得 割非課税世帯含 む）	6,590円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	11,670円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	14,860円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	18,630円

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。
 ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

保育認定（2号、3号）

階層区分	利用者負担（月額）			
	標準時間		短時間	
	3歳未満 （3号）	3歳以上 （2号）	3歳未満 （3号）	3歳以上 （2号）
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税	6,520円	4,350円	6,520円	4,350円
③市町村民税課 税世帯（所得税 非課税世帯）	14,130円	11,960円	13,990円	11,810円
④所得割課税額 97,000円 未満	21,750円	19,570円	21,460円	19,280円
⑤所得割課税額 169,000円 未満	32,260円	30,080円	31,820円	29,650円
⑥所得割課税額 301,000円 未満	44,220円	42,050円	43,570円	41,390円
⑦所得割課税額 397,000円 未満	58,000円	55,820円	57,130円	54,950円
⑧所得割課税額 397,000円 以上	75,400円	73,220円	74,240円	72,060円

- ※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業 施設整備事業者の募集

平成27年度からスタートする「子ども・子育て支援新制度」にあわせて、今年度中に幼保連携型認定こども園および小規模保育事業の施設整備工事に着手できる法人を募集します。概要は以下のとおりです。くわしくは募集要項をご覧ください。

○対象事業者

幼保連携型認定こども園

東大阪市内で学校教育法第4条第1項第3号の規定により認可された幼稚園を営する学校法人

小規模保育事業

東大阪市内で事業を営んでいる法人または法人を創設する見込みのあるもの

○設置箇所数

保育所機能部分を整備することにより幼保連携型認定こども園となる施設 4箇所

調理場等を改修することにより幼保連携型認定こども園となる施設 4箇所

小規模保育事業 5箇所

○スケジュール

① 募集要項の配布	平成26年 7月15日（火）から 平成26年 8月 1日（金）まで
② 質問の受付	平成26年 7月31日（木）まで
③ 申請書類の受付	平成26年 8月 4日（月）から 平成26年 8月13日（水）まで
④ 書類審査	平成26年 8月18日（月）から 平成26年 8月21日（木）まで
⑤ 面接審査	平成26年 8月23日（土）から 平成26年 8月24日（日）まで
⑥ 決定	平成26年 8月末頃（予定）
⑦ 施設の開設時期	平成27年 4月1日（水）開園